

第五次総合計画後期基本計画

素 案

令和 3（2021）年 8 月

目 次

第1編 総論	1
第1章 後期基本計画策定の基本的な考え方	2
第1節 策定の趣旨	
第2節 計画の枠組み	
第3節 人口予測	
第2章 時代背景と課題	5
第1節 我が国を取り巻く時代背景と柏崎市が取り組むべき課題	
第2節 地区別の将来人口予測と各地域の課題	
第3章 財政計画	16
第4章 施策の体系	19
第2編 重点戦略	20
第1節 後期基本計画の目指すべき姿	
第2節 重点戦略の設定	
第3節 重点戦略	
第3編 分野別施策の基本方針	26
第1章 防災・生活・環境	27
第1節 市民の生活を守る『頼もしさ』をつくる	
第2節 快適な生活環境を支える『頼もしさ』をつくる	
第3節 社会基盤の整備による『頼もしさ』をつくる	
第4節 豊かな環境を守る『頼もしさ』をつくる	
第2章 産業・雇用	31
第1節 『豊かな』暮らしを支える多様な働く場をつくる	
第2節 『豊かな』産業を活かし稼ぐ力をはぐくむ	
第3章 健康・福祉	33
第1節 『健やかな』心と体をはぐくむ	
第2節 子どもを産み育てやすい『健やかな』環境をつくる	
第3節 誰もが安心できる『健やかな』暮らしをつくる	
第4章 教育・スポーツ	36
第1節 子どもや若者の『たくましさ』をはぐくむ	
第2節 学びを通じて地域の『たくましさ』をはぐくむ	
第3節 スポーツを通じた『たくましさ』をはぐくむ	
第5章 魅力・文化	39
第1節 『柏崎らしい』個性をはぐくむ	
第2節 大学を活かし『柏崎らしさ』をはぐくむ	
第3節 歴史や文化の息づく『柏崎らしさ』をつくる	
第6章 自治経営	42
第1節 平和と人権を尊重する心をはぐくむ	
第2節 持続可能な市民力と地域力をはぐくむ	
第3節 持続可能な行政力をはぐくむ	

第1編 総論

第1章 後期基本計画策定の基本的な考え方

第1節 策定の趣旨

1 策定の目的

本市は、地方自治法の規定に基づき、昭和49(1974)年に策定した「柏崎市長期発展計画」に始まり、平成29(2017)年に策定した「柏崎市第五次総合計画」まで、それぞれの時代に対応した長期的な計画を策定し、総合的、かつ、計画的なまちづくりを進めてきました。

また、平成19(2007)年7月に未曾有の被害をもたらした新潟県中越沖地震に対しては、震災からの復旧・復興と更なる発展を目指し、平成20(2008)年に「柏崎市震災復興計画」を策定し、あらゆる施策に優先して取り組んできました。

現在の市域における本市の人口は、国勢調査によると、平成7(1995)年までは増加傾向にありましたが、それをピークに減少に転じました。その後、平成22(2010)年までの15年間は年平均約670人減で推移していましたが、平成22(2010)年から令和2(2020)年までの10年間は、年平均約1,000人減となり、人口減少の加速化が進んでいます。

「柏崎市第五次総合計画後期基本計画」(以下、「後期基本計画」という。)は、「柏崎市第五次総合計画基本構想」(以下、「基本構想」という。)のうち、後期を計画するものであります。「柏崎市第五次総合計画前期基本計画」(以下、「前期基本計画」という。)における取組を発展的に引き継ぎながら、人口減少の加速化と超高齢化に伴う問題の多発化や深刻化に加え、新型コロナウイルス感染症拡大による社会情勢の急変など、本市を取り巻く環境の変化を踏まえ、総合的、かつ、計画的なまちづくりの指針を定めることを目的とします。

2 取り組む課題

後期基本計画は、持続可能な柏崎の未来の実現に向けて、若者や女性に選ばれるまちを目指すとともに、デジタル社会の実現や新たなエネルギーのまちの実現のための道筋をつけるなど、新たな芽を育む計画とし、以下の諸課題に取り組めます。

- ・基本構想策定時からの時代背景の変化（SDGsの国際ルール化・標準化、デジタル化の進展、低炭素社会から脱炭素社会への移行、ウィズコロナ・ポストコロナ社会の模索など）を捉えた課題
- ・市民アンケート調査などを通して把握した市民ニーズの高い課題
- ・前期基本計画における事業の進捗状況を踏まえた課題

第2節 計画の枠組み

1 計画の期間

平成29(2017)年に策定した基本構想では、後期基本計画の期間は令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間(※)としていました。しかしながら、めまぐるしく変化する社会情勢に柔軟に対応するため、4年間に変更します。

後期基本計画の期間は、令和4(2022)年度を初年度とし、令和7(2025)年度を目標年度とする4年間とし、基本構想の期間は、平成29(2017)年度から令和7年度(2025)の9年間とします。

年度	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)
基本構想	平成29年度～令和7年度(9年間)								
基本計画	平成29年度～令和3年度(前期5年間)								

2 構成

後期基本計画は、「総論」、「重点戦略」及び「分野別施策の基本方針」から構成されます。

第1編 総論

策定の趣旨、人口予測などからなる策定にあたっての基本的な考え方を示します。また、前期基本計画期間における時代背景の変化や地区別の人口予測を踏まえ、取り組むべき構造的な課題を示します。

第2編 重点戦略

前期基本計画の重点戦略の達成度を評価した上で、市民アンケートによる重視すべき点や時代背景の大きな変化を踏まえて、政策的に施策を進める重点戦略を示します。

第3編 分野別施策の基本方針

基本構想における同方針にのっとり、「防災・生活・環境」、「産業・雇用」、「健康・福祉」、「教育・スポーツ」、「魅力・文化」及び「自治経営」の各分野について、6つの章から構成される分野別施策の基本方針を示します。なお、主要施策単位でSDGsにおける関連するゴールと、関連する柏崎市の個別計画を示します。

※現況と課題に関連する参考数値については、他で公表されているものであるため、記載を省略する。

※令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間：基本構想では、平成34(2022)年度から平成38(2026)年度までの5年間と示していますが、平成から令和への改元を踏まえ、後期基本計画では令和を使用します。

第3節 人口予測

1 基本構想における人口展望の検証

平成29(2017)年の基本構想策定時に、中間年である令和3(2021)年と目標年である令和8(2026)年について、将来人口と将来就業人口を展望しました。

後期基本計画においては、基本構想策定から5年が経過することから、このうち将来人口について検証します(※1)。

下表のとおり、基本構想における人口展望と中間年の実績値を比較すると、令和2(2020)年時点で既に約3%~7%下回っています。一方、柏崎市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略における人口展望と目標年値の比較では、約4%~11%下回っています。

基本構想における人口展望の検証

基本構想策定時の中間年と目標年		令和3(2021)年	令和8(2026)年
基本構想における平成29(2017)年時点の人口展望		8.4万人~8.7万人	8.0万人~8.5万人
国勢調査実績値(速報)		81,549人 (ただし令和2(2020)年)	—
柏崎市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略(※2)における人口展望	現状推移型(※3)	—	75,438人
	ケース1(※4)	—	76,137人
	ケース2(※5)	—	76,612人

この要因は、特に若者の転出減と転入増の仮定が過大に設定されていたことが大きく影響しています。

・平成29(2017)年時点の人口展望では、平成27(2015)年の予測値から転出の減少と転入の増加を加味し、下限値で15歳~24歳の転出10%減かつ25歳~34歳の転入10%増、上限値で15歳~24歳の転出30%減かつ25歳~34歳の転入30%増と設定しました。しかしながら、平成26(2014)年~平成30(2018)年の5年間の転入・転出の実績値(※6)では、将来に期待できるような良好な変化は見られません。

・平成29(2017)年時点の人口展望は、平成22(2010)年の国勢調査結果を基準年としており、それまでの国勢調査結果による人口減を前提として将来予測を行い、平成27(2015)年の予測値は87,202人でした。しかしながら、平成27(2015)年国勢調査結果は、86,833人(予測値△369人)となり、予測の第一段階から想定以上の人口減少が進んでいました。

※1 将来人口について検証：将来就業人口は、将来人口の15歳以上が母数となり、連動して検証ができるため割愛します。

※2 柏崎市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略：この中の人口ビジョンを定めるために将来人口を予測した際の結果によります。

※3 現状推移型：コーホート要因法による予測値です。「生存率」と「子ども女性比」と「0~4歳性比」と「純移動率」を設定し算定します。うち「生存率」は、日本の地域別将来推計人口(平成30年推計/国立社会保障・人口問題研究所)による柏崎市の仮定値です。うち「子ども女性比」は、平成27年を基準年として以降5年ごとの推計値です。うち「0~4歳性比」は、新潟県人口移動調査によります。うち「純移動率」は、新潟県人口移動調査により平成25~30年、平成24~29年、平成23~28年の3回平均値です。

※4 ケース1：現状推移型に加え、合計特殊出生率が徐々に回復すると仮定した予測値です。現在の1.50(令和元年時点)が概ね30年後の令和32年に人口置換水準である2.07まで回復すると仮定しました。

※5 ケース2：現状推移型とケース1に加え、転入超過率が徐々に回復すると仮定した予測値です。平成23~30年(H23→H28、H24→H29、H25→H30)の変化の平均値)において、20~24歳が25~29歳で△0.2018、25~29歳が30~34歳で△0.0652、30~34歳が35~39歳で△0.0211という実績値に対して、いずれも令和12~17年で0(ゼロ)まで回復すると仮定(以降も0のまま)しました。

※6 転入・転出の実績値：新潟県人口移動調査(新潟県総務管理部統計課)によります。

2 後期基本計画における目標年の人口予測

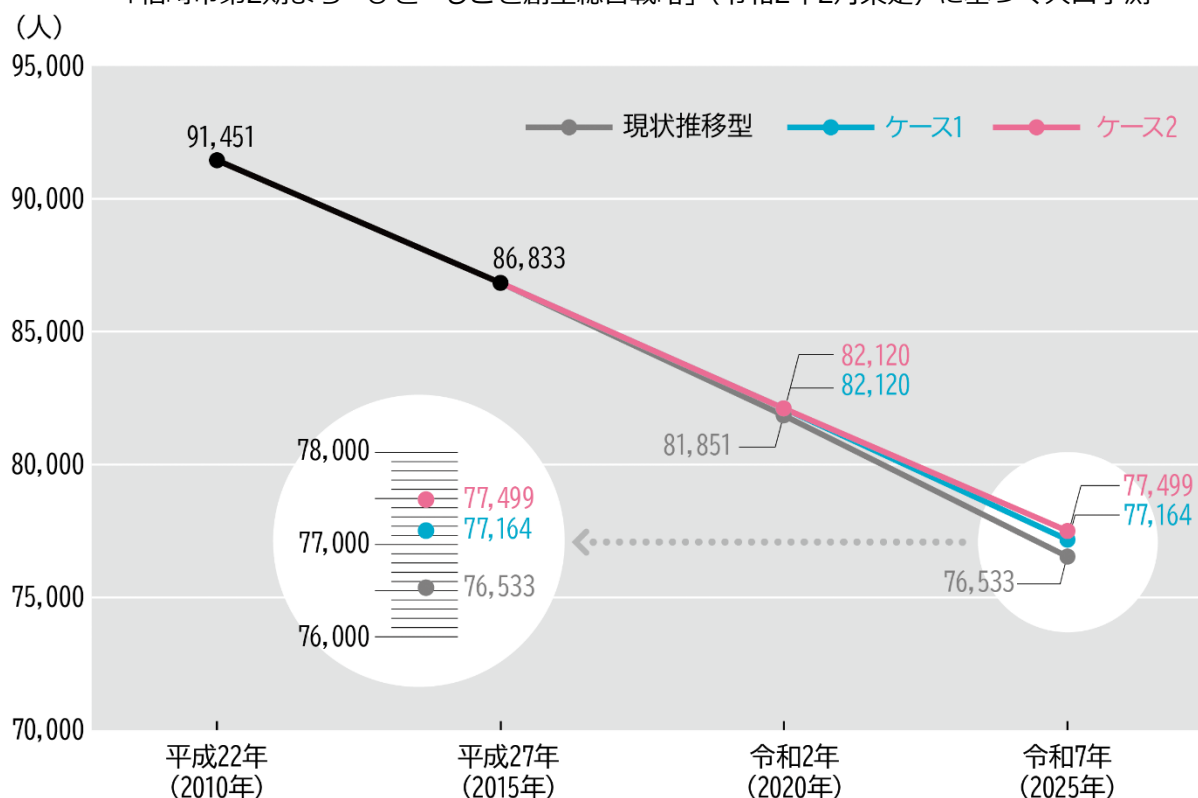
基本構想における人口展望の検証を踏まえ、後期基本計画においては、人口減少抑制への過度な期待はしないことを基本として、目標年度（目標年）の人口予測を示します。

推計方法は、先に示した「柏崎市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、以下の3パターンとします。

【令和7年の人口予測】

- ・現状推移型：コーホート要因法（純移動率3回平均） 76,533人
- ・ケース1：現状推移に加え、合計特殊出生率が回復した場合 77,164人
- ・ケース2：現状推移に加え、合計特殊出生率と転入超過率が回復した場合 77,499人

「柏崎市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和2年2月策定）に基づく人口予測



現状推移型、ケース1、ケース2の結果を踏まえると、目標年である令和7(2025)年は、76,500人～77,500人になると予測されます。

この76,500～77,500人という予測値は、令和2年国勢調査速報値である81,549人より約4,000人～5,000人（約5～6％）の減少で、年間平均で約800人～1,000人の減となります。また、おおむね30年後（※）では、令和2(2020)年現在より、約24,500人～32,700人（約30～40％）の減少となります。

このことから、人口減少抑制のための施策を推進する一方で、人口が減少するという現実を市民とともに真摯に受け止め、縮減する都市にあって、個々の市民の生活環境の快適性をできるだけ維持しつつも、それに見合う、あるいはそれ以上の産業・経済の進展を図るとともに、居住地や公共公益施設の集約化を図っていくこととします。

※ おおむね30年後：「柏崎市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」によると、令和32（2050）年で、現状推移型の場合は48,899人、ケース2の場合は57,085人となっています。

第2章 時代背景と課題

第1節 我が国を取り巻く時代背景と柏崎市が取り組むべき課題

1 国際社会の目標 ～SDGs (Sustainable Development Goals)～

平成27(2015)年に、国連本部において193か国の全会一致で採択された持続可能な開発目標SDGsは、持続的な発展を目指し社会、経済、環境の3つのバランスをとりながら、令和12(2030)年までに実現しようとする国際社会の目標です。

17のゴールが具体的な開発目標として挙げられ、様々な公共政策だけでなく、民間の活動においてもこの開発目標に配慮することが求められており、世界でその取組が進んでいます。

我が国では、令和元(2019)年に第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「地方創生SDGsの実現など持続可能なまちづくり」を掲げています。

「誰一人取り残さない」というSDGs原則のもと、その実現に向けて各都市の取組が加速化している中、本市においても、施策の展開が開発目標の達成に資することを示すため、主要施策ごとにゴールとの関連を示します。



国連開発計画(UNDP)が掲げる17の持続可能な開発目標(SDGs)

 1 貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	 10 人や国の不平等をなくそう	各国内および各国間の不平等を是正する
 2 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	 11 包みこまれるべきまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市および人間居住を実現する
 3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 12 つくる責任 つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する
 4 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する	 13 気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
 5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う	 14 海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
 6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	 15 陸の豊かさも守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	 16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
 8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	 17 パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		

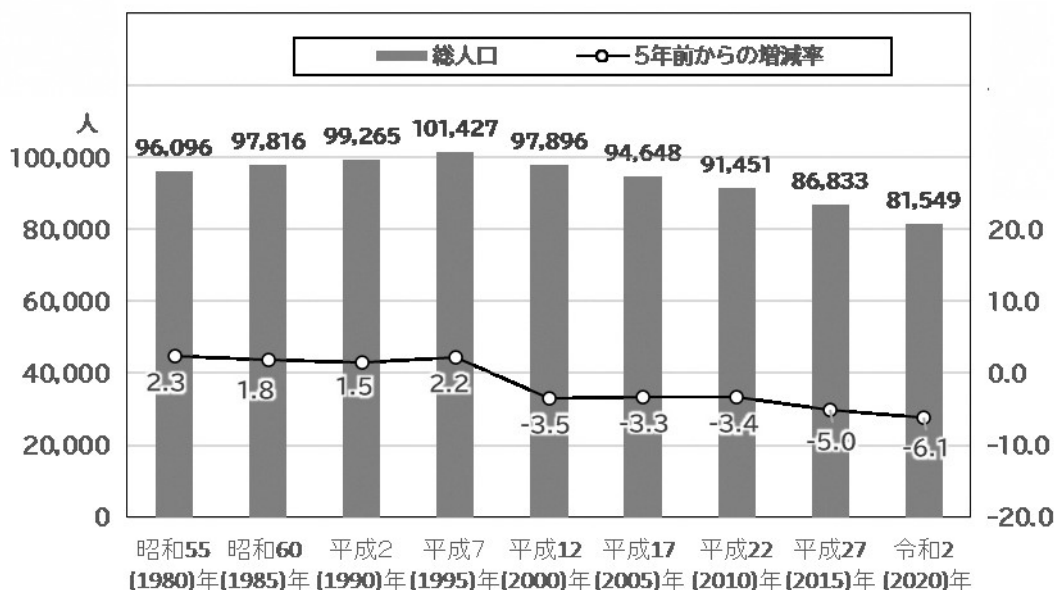
2 社会 ～続く人口減少～

我が国の人口は、令和3(2021)年6月21日総務省統計局が公表した推計値によると、令和3(2021)年1月で、前年同月に比べ、35.8万人(0.3%)の減少、65歳以上人口は同期間で28.7万人(0.8%)増加し、人口減少、高齢化が続いています。一方で、人口減少に伴う様々な社会的課題への対応が進んでいます。

本市の人口は、平成7(1995)年をピークに減少し続けています。平成27(2015)年と令和2(2020)年の直近5年間で比べると6.1%減少しており、過去最大の減少率となっています。

人口減少の進行は、基本構想でも指摘しているとおり、地域コミュニティ等の弱体化、公共施設の維持困難化、空き家や所有者不明土地の発生、労働力不足などを招きます。

柏崎市の人口の推移



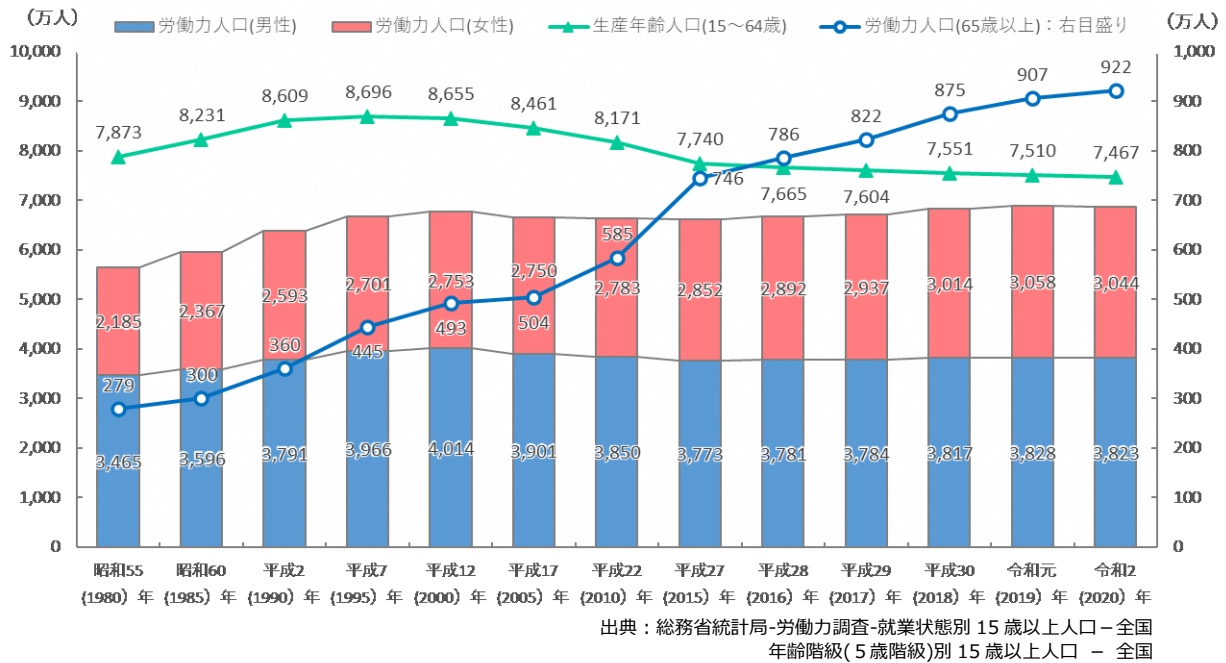
(1) 労働力不足への対応

生産年齢人口の減少から、いわゆる人手不足となる状況が多く分野で発生している中、我が国の労働生産性はOECD加盟諸国36か国中34位と極めて低い状況にあります(平成30(2018)年時点)。

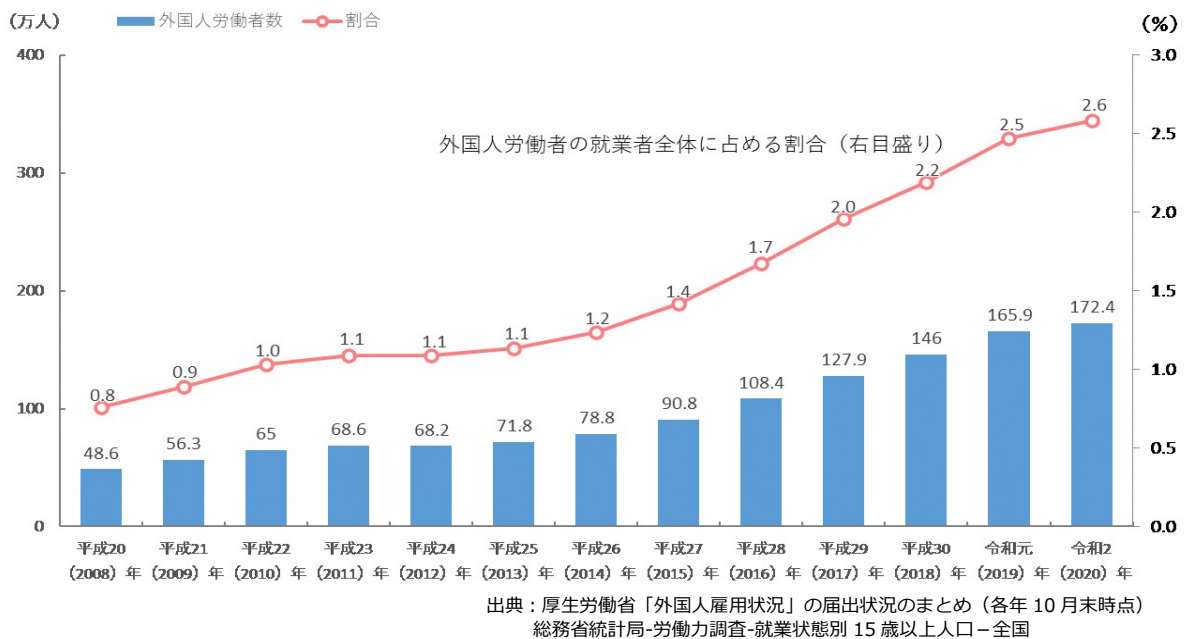
今後の更なる人口減少を考えた時には、労働生産性の向上と同時に、新たな担い手を増やしていくことが必要不可欠であり、既に定年の延長などによる高齢者の就業率の上昇、女性の社会参加の拡大などの傾向がみられます。SDGsの開発目標にもあるように、性の平等、働き甲斐のある人間らしい雇用により多様な就業ができる社会の構築が課題です。

令和元(2019)年4月から「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が施行され、長時間労働の是正、正規・不正規の不合理な処遇差の解消、多様な働き方の実現などを旨とした取組が始まりました。また、育児・介護休業法の改正などもあり、子育てや生活を含め働きやすい環境が整備されていく状況にあります。なお、我が国で普及が遅れていたテレワークは、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、ようやく普及し始めています。

労働力人口と生産年齢人口の推移



外国人労働者数と就業者全体に占める割合の推移



さらに、労働力不足を補うという観点から、欧米などのように外国人労働者の受入れを拡大していく方向にあります。外国人労働者は、現在就業者の2.2%を占めるに過ぎませんが、5年間でほぼ倍増しており、急速に増加しています。平成30(2018)年に「出入国管理及び難民認定法」が改正され、介護業、電気・電子情報関連産業、建設業、農業、外食業、宿泊業など14分野での在留資格が認められることとなり、また、滞在期間も延長されています。しかしながら、国内への受入れは、必ずしも十分な体制となっておらず、言語の壁もあって外国人労働力を簡単には確保できない可能性があります。

このような人口減少、労働力の不足に対応していくためには、労働と生活が調和し、働きやすい環境を構築することで、より多様な人が働ける環境づくりを推進していくことが必要です。

(2) 都市のコンパクト化の必要性

人口減少により、市街地の減少、人口密度の低下などが進み、更に都市基盤や公共施設の維持管理が大きな負担になってきています。一方、高齢化とともに、車利用を前提とした社会機能の維持への不安が出てきたこともあり、国は都市のコンパクト化を推進しています。平成26(2014)年に都市再生特別措置法の改正により、市街地のコンパクト化を誘導する「立地適正化計画」が創設され、本市においては令和4(2022)年3月に策定予定です。

さらに、公共交通網の再編強化により、高齢社会でのモビリティ確保を目指すべく、平成26(2014)年に「地域公共交通活性化法」が改正され、全国的に地域公共交通網形成計画の策定が進んでいます。本市においても平成28(2016)年3月に策定しており、「柏崎市地域公共交通計画」として令和4(2022)年3月までに更新し、公共交通の活性化を推進していきます。

今後は、立地適正化計画や地域公共交通計画に沿ったまちづくりを推進していくことが必要です。

(3) 空き家や所有者不明土地の増加と対策

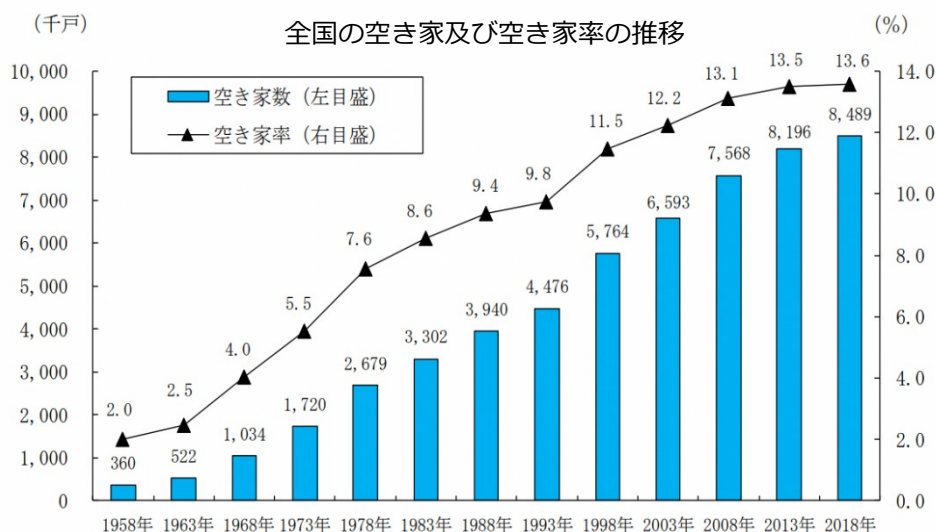
全国の空き家は年々増加し、倒壊の危険性、環境衛生及び治安の悪化につながる状況になってきたことから、平成26(2014)年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が公布されました。これにより、問題のある空き家を特定空家と認定し、強制的な撤去などが可能となりました。一方、空き家を移住・定住、街なかの活性化や観光客誘致に活用するほか、大災害時におけるみなし仮設住宅として活用するなどの取組も広がっています。

また、所有者不明の土地なども増加しており、様々な開発事業において円滑な進行の妨げや、課税徴収ができないなどの問題も起きています。このため、平成30(2018)年6月に「所有者不明土地の利用円滑化等に関する特別措置法」が公布され、地域の福利に関する場合には、所有者不明の土地を公的に利用できるようになりました。

さらに、令和3(2021)年4月に「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が成立し、これにより、令和4(2022)年には、土地相続登記が義務化されることになり、所有者不明土地の増加抑制となることが期待されています。10年分の管理費を負担することで、土地所有権を放棄し、国へ所有権を移転することが可能となりました。

このように、空き家等に対する制度が整備されてきた中で、今後は創意工夫により空き家等を地域の資源として有効に活用する取組を誘導していくことが望まれます。

なお、土地の管理については、その基礎となる地籍調査の実施率が他の先進国に比べ著しく低いこともあり、積極的に推進していくことが必要です。



注) 1958・1963・1968年は沖縄県を含まない。

出典：平成30年住宅・土地統計調査結果（総務省統計局）

平成28年度地籍調査における全国の土地所有者等に関する調査結果

	全体	都市部の 人口集中地区	宅地	農地	林地
登記簿上で所在確認	79.9%	85.5%	82.6%	83.1%	74.4%
登記簿のみでは所在不明	20.1%	14.5%	17.4%	16.9%	25.6%
最終的に所在不明	0.41%	0.38%	0.14%	0.34%	0.57%
筆界未定	1.6%	2.5%	1.5%	1.1%	1.8%

出典：平成30年版土地白書（国土交通省）

（４）新型コロナウイルス（ＣＯＶＩＤ-19）によるパンデミック発生

令和元(2019)年末の頃から感染が始まった新型コロナウイルス（ＣＯＶＩＤ-19）は、令和2(2020)年3月11日にWHOにより、パンデミックとして認定され、瞬く間に世界に広まりました。国際的な人の移動は厳しく制限され、世界の観光需要はほぼ消滅し、ビジネス往来も困難になることで経済活動が大きく制約されたため、令和2(2020)年の世界経済の成長率はマイナス3.0%へと大きく落ち込みました。このため、先進国などは巨額の財政出動による下支え、収入を失った人への支援などを行っています。（※）

我が国を含む先進国は、コロナ後の経済復興において、脱炭素社会の構築とデジタル化の加速を重視する傾向が鮮明になっています。

国内では、リモートワークの普及などもあり、東京都心から郊外・地方へ仕事を持ったまま移住する動きが増加しています。また、これまでインバウンドで活況を見せた都市・地域では、外国人観光客が激減したことで大きな打撃を受けています。IATA（国際航空輸送協会）の予測では、世界の観光需要は令和3(2021)年に40%減、令和5(2023)年頃には以前の水準に回復するとしています。

本市においても、様々な面で生活環境の変化や飲食業を中心に産業活動への影響は大きく、今後は、その影響を見極めつつ、脱東京化の動きなどに対応した受け皿づくりなど、新たな変化を捉え、地域の暮らしやすさや活力を高めていく取組を展開していくことが必要です。また、感染症流行による中小企業のデジタル化に対する意識の変化を踏まえた取組を推進することが必要です。

アンケートに見る新型コロナウイルス感染症の影響等に関する柏崎市民の回答の傾向

設問	回答の傾向
どのような行動や活動の変化または意識の変化がありましたか	○「衛生を意識するようになった」の56.6%が最も高く、「外食が減った」49.2%、「健康を意識するようになった」33.4%が続きます。 ○「解雇や雇い止めされた」1.2%、「仕事より生活重視に意識が変化した」3.6%、「ワーク・ライフ・バランスを考えるようになった」3.7%、「在宅勤務など仕事の仕方が変わった」4.3%など、仕事や働き方に関する変化は大きくありません。
コロナ禍を踏まえ、今後、市が施策を進めるうえで重視すべき点は	○「地域医療の体制や設備の充実」の63.5%が最も高く、「感染症の予防対策」51.1%が続きます。そして、20%台で「子どもの教育環境への対応」、「雇用や就業・就労に対する支援」、「災害時の避難所等の対応」、「地域経済に対する支援」が続きます。

出典：令和2(2020)年柏崎市まちづくり市民アンケート（7月21日～8月31日に調査）

※ 令和3（2021）年7月時点の情報です。策定まで適宜更新します。

3 経済 ～大きく変動する経済環境～

(1) グローバル化と不安定な経済情勢

平成30(2018)年にT P P（環太平洋パートナーシップ協定）、平成31(2019)年にE P A（日EU経済協力推進協定）が発効し、更に令和2(2020)年にR C E P（東アジア地域包括経済連携）が発足し、我が国は次々と国際的な経済連携を進めることができました。

しかしながら、当初のアメリカはT P Pに参加しておらず、グローバル経済へと距離を置く姿勢が著しい状況が続きました。その後、大統領が代わり、国際協調路線へ復帰しましたが、米中の厳しい対立が続いており、西側諸国と中国・ロシアとの対立が経済活動にも大きく影を落とす状況となっています。さらに、グローバル化によって、国内での経済格差は拡大し、それに伴いグローバリズムへの国民の反発も強まるという傾向が見られるようになっていきます。

(2) デジタル化の進展

政府が提唱する超スマート社会を目指した社会システムであるS o c i e t y 5.0では、第四次産業革命のキーテクノロジーであるI o TやA I、ビッグデータを社会のあらゆる場面において活用し、経済発展と社会課題の解決を両立していくことを目指しています。また、ドローン、自動運転車なども開発され、社会が大きく変化していくことが想定されます（※）。

また、新型コロナウイルス感染症対応において、地域・組織間で横断的にデータが十分に活用できないことなど様々な課題が明らかとなったことから、こうしたデジタル化の遅れに対して迅速に対処するとともに、「新たな日常」の原動力として、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、言わば社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（D X）が求められています。

こうした認識に基づき、令和2(2020)年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が閣議決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要であり、自治体のD Xを推進する意義は大きいとされ、本市は令和3(2021)年3月に「柏崎市デジタル・トランスフォーメーション（D X）推進計画」（以下、「D X推進計画」という。）を策定しました。

D X推進計画を展開する上で、産業のD Xにおいては、製造業を中心とした企業がD Xの考え方にに基づき、ビジョンとリーダーシップを持って活動を行い、イノベーションを通じて、よりよい製品やサービスを開発することで、需要を創出し、更には社会構造の変革にチャレンジすることが求められています。

※ 蒸気機関の発明が第1次産業革命を、電動モーターが第2次産業革命を、コンピューターが第3次産業革命をもたらしたとすると、I o TやA Iは第4次産業革命をもたらすともいわれ、今後様々な社会変化が起こるかもしれません。

4 環境 ～広がる地球温暖化による影響～

(1) カーボンニュートラルへの挑戦

平成28(2016)年11月に、C O P (国連気候変動枠組条約締結国会議)においてパリ協定が発効しました。世界平均気温の上昇を産業革命前と比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑えるべく、先進国のみならず発展途上国を含め、各国が努力することが義務化されています。令和元(2019)年にニューヨークで開催された国連気候行動サミットでは、多くの国が令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出量をゼロにすることを宣言しました。これにより、我が国は、それまで80%削減を目指すこととしていましたが、令和2(2020)年に実質ゼロを表明し、これに基づいたエネルギー構成をどうするかを検討がなされています(※)。

特に、脱炭素社会に向けた機運が高まる中、再生可能エネルギーへの転換を進めることが重要であり、多くの先進国では化石燃料による発電を取りやめること、あるいはガソリン車やディーゼル車の新車販売を禁止する政策の発表が相次いでいます。我が国においては、令和17(2035)年までに新車販売で電動車100%を実現するという目標を掲げています。

この脱炭素化は、単にエネルギーに関する変化だけでなく、産業全体に多大な影響が波及すると想定されます。

このようなことから、本市においても再生可能エネルギーの積極的な導入や電気自動車普及など脱炭素化への対応が必要です。

アンケートに見る柏崎市のエネルギー政策に関する市民の回答の傾向

設問	回答の傾向
市では平成30(2018)年に「柏崎市地域エネルギービジョン」を策定し、限定的(基数、期間)な原子力発電所の利活用と風力、太陽光、蓄電池、水素等再生可能エネルギーの産業化によるカーボンフリー(脱炭素)のまちづくりを進めています。このことについて、どう考えますか	○「おおむね賛成する」の43.9%が最も高く、「大いに賛成する」27.6%が続きます。合わせて71.5%となります。 ○「あまり賛成できない」と「全く賛成できない」を合わせると10.8%となります。

出典：令和2(2020)年柏崎市まちづくり市民アンケート(7月21日～8月31日に調査)

(2) 異常気象の頻発化

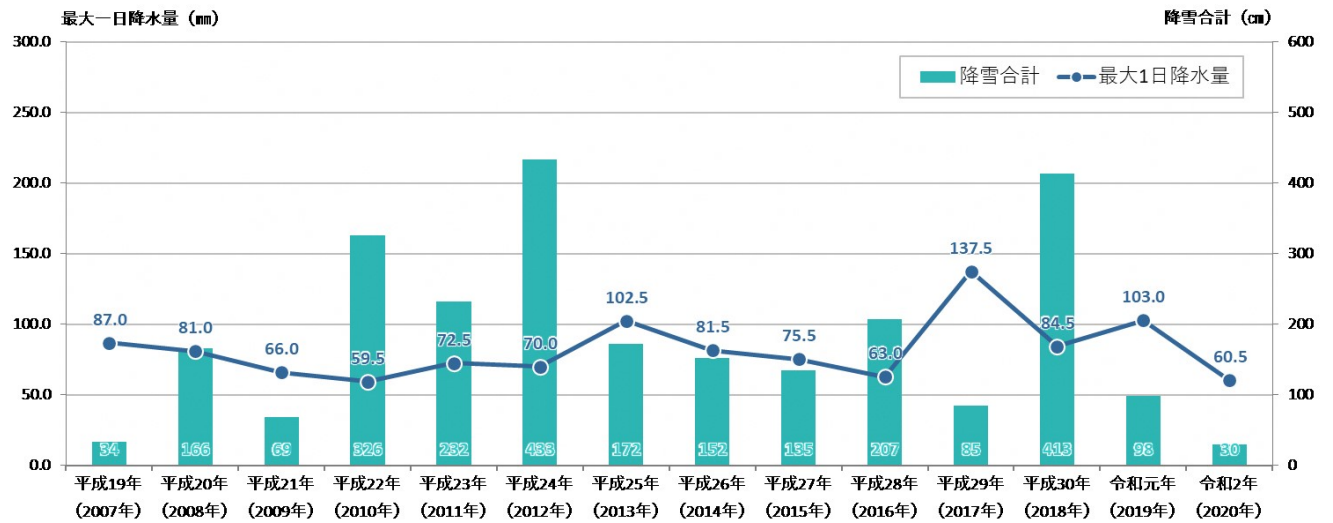
近年、猛烈な降雨による水害や土砂災害、強力な台風やハリケーンの発生、高温と乾燥による山林大災の頻発などが世界各地でみられ、気候変動から気候危機と叫ばれるような状況にあります。その主要原因として地球温暖化が挙げられています。

我が国では、集中豪雨に伴う洪水や土砂災害、竜巻被害が多く発生しており、このまま温暖化が進むと、21世紀末には20世紀末の2～3倍の豪雨が発生すると想定されています。今後の河川整備はそれらに対応するため、対策を強化していくことが求められています。

本市においても、集中豪雨や豪雪あるいは少雪の二極化傾向が高まりつつあることから、災害時の避難をより円滑かつ安全に行う体制の強化、水害や土砂災害への安全性強化などの対策を講じる必要があります。

※ 令和3(2021)年7月に公表された政府の新たな地球温暖化対策計画案では、令和12(2030)年度に温室効果ガス排出量を平成25(2013)年度比で46%減らす目標の分野別の内訳を示しました。これによると必要な削減量の3～4割は電気を再生可能エネルギー由来などに変える効果を想定しており、残りはエネルギー消費自体を抑えて捻出することとしています。部門別では家庭部門で大幅な圧縮を見込んでおり(66%)、計画案では「国民一人一人の理解と行動変容」を強調しています。

柏崎市における降雪と降水量の推移



注) 降水量の観測地は、柏崎地域気象観測所、降雪の観測地は、新潟県立柏崎総合高等学校

出典：柏崎市統計年鑑

第2節 地区別の将来人口予測と各地域の課題

1 地区別の将来人口予測

基本構想の土地利用構想では、本市を都市地域と中山間地域に分け、地区ごとに将来の都市像の実現に向けた適正な土地の利用と活用の方向性を示しています。

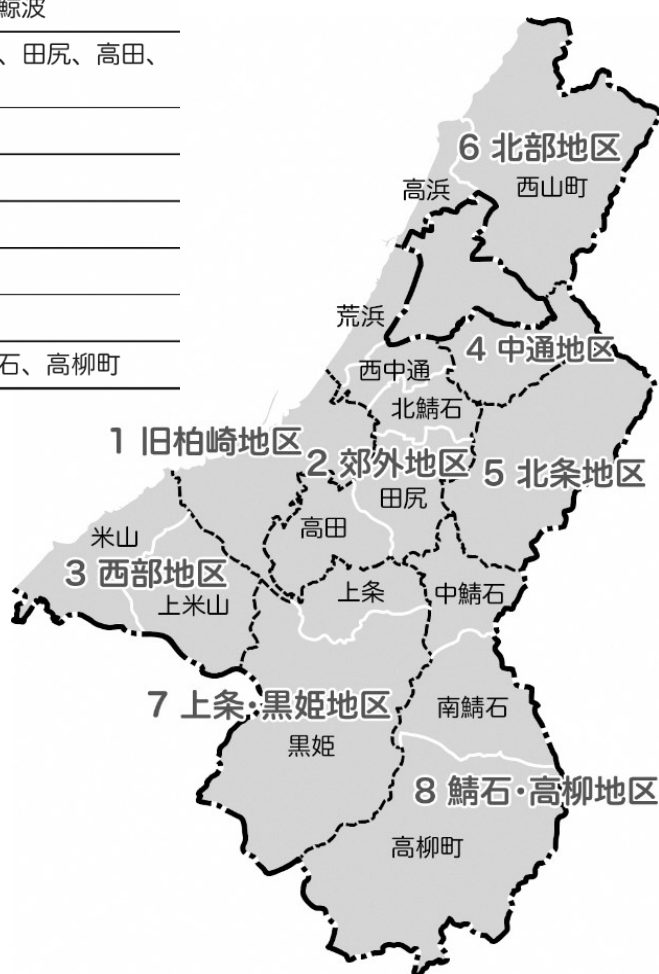
中山間地域の各地区の人口密度は、1平方キロメートル当たり100人を下回り、人口減少が続いていることから、集落や土地利用、コミュニティの維持などが難しくなっています。

こうしたことから、各地区の将来の人口を踏まえた課題認識を持つことが重要と考え、第1章第3節の人口指標で使用した推計方法のうち現状推移型に基づき、地区別の将来人口を予測(※)しました。

今後、おおむね30年の間に100人を下回る結果となるのは、令和23(2041)年に上条・黒姫地区、西部地区、令和27(2045)年に鯖石・高柳地区、令和31(2049)年に北条地区です。

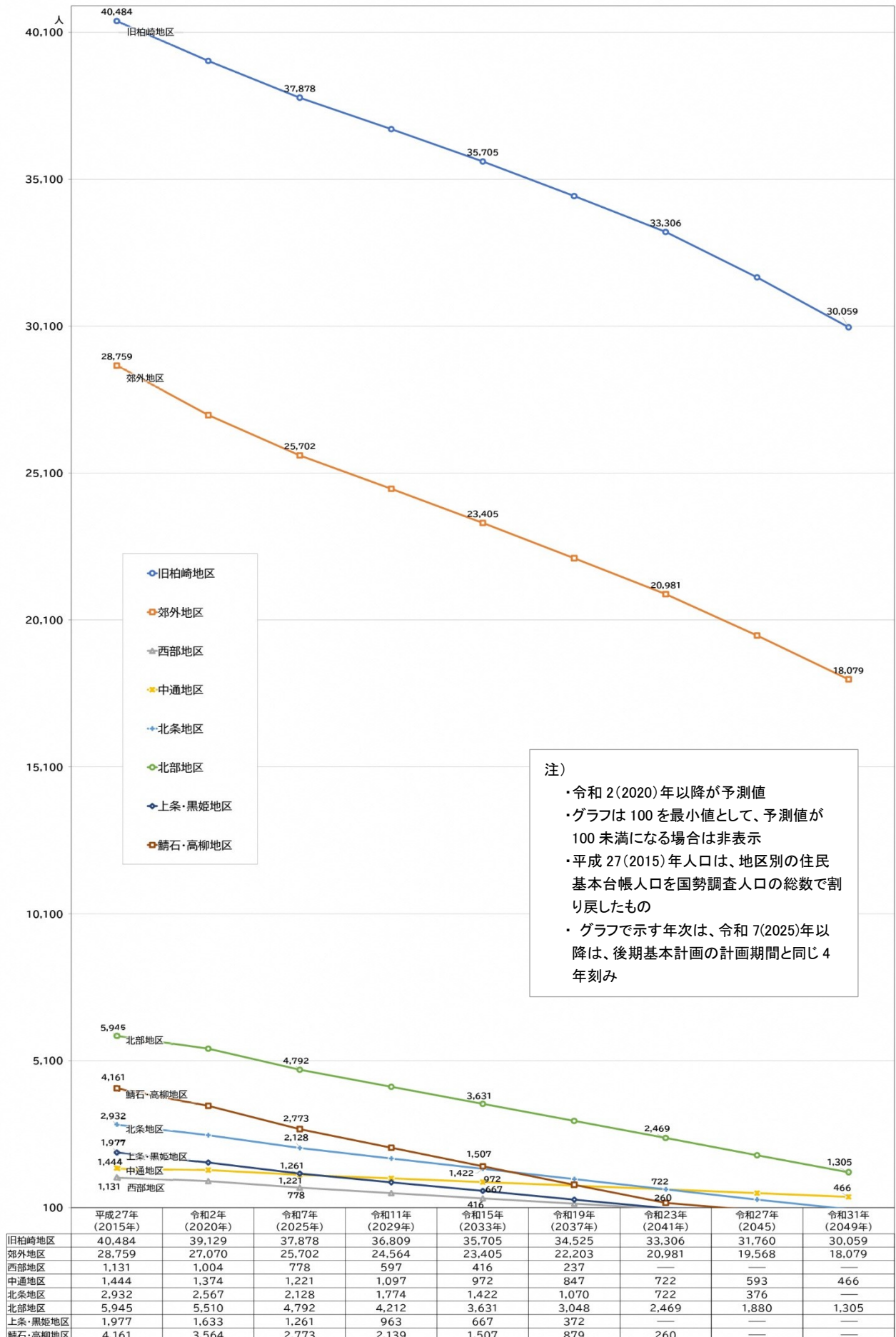
第五次総合計画基本構想における地区区分

地区名称		対象地区
都市地域	旧柏崎地区	中央、比角、半田、枇杷島、 剣野、大洲、鯨波
	郊外地区	荒浜、北鯖石、田尻、高田、 西中通
中山間地域	西部地区	米山、上米山
	中通地区	中通
	北条地区	北条
	北部地区	高浜、西山町
	上条・黒姫地区	上条、黒姫
	鯖石・高柳地区	中鯖石、南鯖石、高柳町



※ 地区別の将来人口を予測：地区別の平成26～令和元年の実績値（住民基本台帳）を基に、この6年間の傾向が将来も続くと仮定し、それぞれ将来値を算定し、これを「柏崎市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく人口予測値のうち現状維持型における全市の将来の各年値に一致させ予測値としました。

地区別の将来人口の予測（現状推移型の場合）（※）



2 都市地域と中山間地域の課題

(1) 都市地域の課題

旧柏崎地区と郊外地区からなる都市地域は、中山間地域より減少率が低いとは言え、将来の人口は一貫して減少する予測となっています。

また、都市地域の人口集中地区の人口密度は昭和45(1970)年以降低下しており、密度が低い市街地が大きく広がっています。

こうしたことから、この都市地域を対象に、柏崎市立地適正化計画を令和3(2021)年度に策定し、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能を誘導することなどにより、コンパクトで持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

(2) 中山間地域の課題

中山間地域は、生活サービス機能が消滅しないよう都市機能の維持が重要です。また、誰もが暮らし続けられるまちとするため、一定程度の人口密度を維持することで、診療所や商店などがまとまって立地し、利便性の高い拠点を維持していく必要があります。

こうした土地利用上の課題に対しては、土地利用構想に方向性を示していますが、当面は生活環境の維持のため、各分野で施策を横断的に進めることが重要です。一方で、将来の一層の人口減少を見込んだ土地利用対策が必要であるため、国や県、また、同様の傾向を示すの各自治体の動向を注視しながら研究を行っていく必要があります。

第3章 財政計画

1 今後の財政見通し

(1) 歳入

市民税のうち個人分は、生産年齢人口の減少の影響を受け緩やかに減少し、法人分は、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準に回復した後、横ばいを見込んでいます。

固定資産税は、柏崎フロンティアパークへの企業立地や再生可能エネルギー関連の投資が見込まれるものの、土地の下落傾向の継続、令和6(2024)年の評価替え等の影響により、全体としては減少傾向になります。

地方交付税は、合併算定替が終了したことから底を打ち、今後は基準財政収入額の減少傾向を踏まえ、緩やかな増加が見込まれます。

電源立地地域対策等交付金は、現行基準を前提としたみなし交付や長期加算の影響等を考慮して見込んでいます。

(2) 歳出

義務的経費のうち人件費は、法改正による定年延長により、しばらくの間、定年退職が2年に一度になることから、隔年での増減を見込み、扶助費は、高齢化の一方で少子化も進行することから横ばいを見込んでいます。公債費は、ほぼ横ばいの見通しですが、令和7(2025)年度は、新庁舎整備事業と東中学校改築事業の市債の償還開始による増加を見込んでいます。

投資的経費は、令和4(2022)年度は東中学校改築事業、令和6(2024)年度は、中心市街地活性化事業、荒浜小学校改築事業などが予定されていることから、予算規模が膨らむ見通しです。

(3) 今後の課題

後期基本計画における財政見通しは、人口減少に伴う市税の漸減傾向、節減が困難な義務的経費や公共施設の老朽化に伴う経費の増嵩などの影響を受けて、一般財源に不足が生じている状況にあり、この歳入不足を補うため、財政調整基金からの繰入れにより対応せざるを得なく、財源の確保や有効活用が求められます。

公共施設の老朽化に伴い、今後、多額の費用が必要となることから、計画的な対応が重要であるとともに、事務事業の成果を検証し、必要性が低い事業、目的が達成された事業の見直しを絶えず行う必要があります。

柏崎市の財政状況は、これまで改善傾向が見られましたが、将来的には、上記のように厳しい状況が想定されることから、次の運用方針により、堅実で持続可能な財政運営を行います。

財政見通し

(単位：千円)

区 分		令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
歳入	市税	14,870,158	14,855,407	14,628,310	14,607,628
	地方交付税	6,163,035	6,263,102	6,329,528	6,279,045
	電源立地地域対策交付金	1,827,419	1,927,419	2,027,419	2,130,040
	国・県支出金	9,312,447	9,041,083	9,377,695	8,491,632
	繰入金	1,810,491	1,321,247	1,532,676	1,548,868
	市債	5,115,230	4,800,160	5,542,450	3,697,250
	その他	7,805,802	7,615,762	7,539,228	7,368,614
	歳入合計	46,904,582	45,824,180	46,977,306	44,123,077
歳出	義務的経費	17,857,517	17,635,407	17,916,527	17,752,869
	(うち人件費)	6,337,087	6,057,130	6,372,101	6,002,625
	(うち扶助費)	6,529,622	6,526,220	6,519,032	6,517,799
	(うち公債費)	4,990,808	5,052,057	5,025,394	5,232,445
	投資的経費	7,014,291	5,378,278	7,180,281	4,750,668
	その他	22,032,774	22,810,495	21,880,498	21,619,540
	歳出合計	46,904,582	45,824,180	46,977,306	44,123,077

※歳入・その他：地方譲与税、各種交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金、繰越金諸収入を含む。

※歳出・その他：物件費、維持補修費、補助費等、積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金を含む。

財政指標等の推移

区 分	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
自主財源比率(%)	46.46	46.02	44.70	47.20
経常収支比率(%)	95.0	95.7	96.2	97.0
人件費比率(%)	13.51	13.22	13.56	13.60
実質公債費比率(%)※1	10.4	10.9	11.0	11.1
将来負担比率(%)	22.5	20.9	26.2	24.6
年度末基金残高(百万円)※2	4,416	4,238	3,819	3,371
年度末起債残高(百万円)※3	48,061	48,001	48,695	47,326

※1：前3年度の平均

※2：財政調整基金、減債基金の合計

※3：一般会計における起債残高

2 運用方針

(1) 堅実かつ積極的な財源の確保と活用

これまで国・県支出金やふるさと納税などの新規財源の確保に努めてきましたが、健全な財政運営を行うためには、まず自主財源の安定確保が重要です。市税は、徴税努力を継続して徴収率の向上を目指すとともに、提供する市民サービスと税負担の在り方について研究し、適正な税収の確保に努めます。また、未活用や活用意義が低下した市有財産の処分を進めるとともに、企業誘致の促進や産業活動の活性化により、歳入の確保に努めます。

国・県支出金を積極的に確保・活用するための情報収集や働きかけを強化するとともに、市債は、投資的経費の財源として活用する一方で、過度な将来負担とならないよう、適正な水準で起債します。

年度間の需要変動により、財源不足が生じた場合は、状況に応じて財政調整基金や減債基金の取り崩しにより、一時的な財源不足に対応しますが、災害などの突発的な需要にも対応できるよう、一定額以上の基金額の確保を図ります。

(2) 計画的・効果的な予算の執行

補助金は、終期に合わせて目的や成果を検証して内容を見直すとともに、必要に応じて廃止を検討し、新たな市民ニーズや社会環境の変化に対応する事業に切り替えるなど、柔軟に対応します。

公共施設の老朽化に伴う対応については、柏崎市公共施設等総合管理計画に基づき、計画的な長寿命化や施設の統廃合により、経費の抑制・削減に努めるとともに、将来的な適正管理の財源不足に対応するため、(仮称)公共施設適正管理基金を創設し、計画的な積立てを検討します。

(3) 柏崎の未来を切り拓く投資と財政運営

新型コロナウイルス感染症の拡大、デジタル化、脱炭素などの世界的な時代変化や多様化する社会環境に対応するとともに、激甚化、頻発する災害や人口減少、少子・高齢化にも対応するまちづくりでなくては、豊かさや安心・安全を享受することはできません。

このような行財政需要に対応するためには、健全で柔軟な財政運営が必要であり、上記(1)、(2)のとおり、堅実な財源の確保と効果的な事務事業を展開し、財政規模が縮小する中でも、必要な事業の財源を確保するとともに、可能な限り将来負担の抑制に努めます。

また、後述する重点戦略として位置付ける政策事業を積極的に推進し、柏崎の未来を切り拓く投資を行うことによって、持続可能で、これからの世代が豊かさや安心・安全を享受できるよう、その土台となる行財政基盤を確立し、健全で安定した財政運営を目指します。

第4章 施策の体系

防災・生活・環境～『頼もしさ』をつなぐまちをめざして～

- 市民の生活を守る『頼もしさ』をつくる
- 快適な生活環境を支える『頼もしさ』をつくる
- 社会基盤の整備による『頼もしさ』をつくる
- 豊かな環境を守る『頼もしさ』をつくる

産業・雇用～『豊かさ』をつなぐまちをめざして～

- 『豊かな』暮らしを支える多様な働く場をつくる
- 『豊かな』産業を活かし稼ぐ力をはぐくむ

健康・福祉～『健やかさ』をつなぐまちをめざして～

- 『健やかな』心と体をはぐくむ
- 子どもを産み育てやすい『健やかな』環境をつくる
- 誰もが安心できる『健やかな』暮らしをつくる

教育・スポーツ～『たくましさ』をつなぐまちをめざして～

- 子どもや若者の『たくましさ』をはぐくむ
- 学びを通じて地域の『たくましさ』をはぐくむ
- スポーツを通じた『たくましさ』をはぐくむ

魅力・文化～『柏崎らしさ』をつなぐまちをめざして～

- 『柏崎らしい』個性をはぐくむ
- 大学を活かし『柏崎らしさ』をはぐくむ
- 歴史や文化の息づく『柏崎らしさ』をつくる

自治経営～多様な主体と共創し共育するまちをめざして～

- 平和と人権を尊重する心をはぐくむ
- 持続可能な市民力と地域力をはぐくむ
- 持続可能な行政力をはぐくむ

第2編 重点戦略

第1節 後期基本計画の目指すべき姿

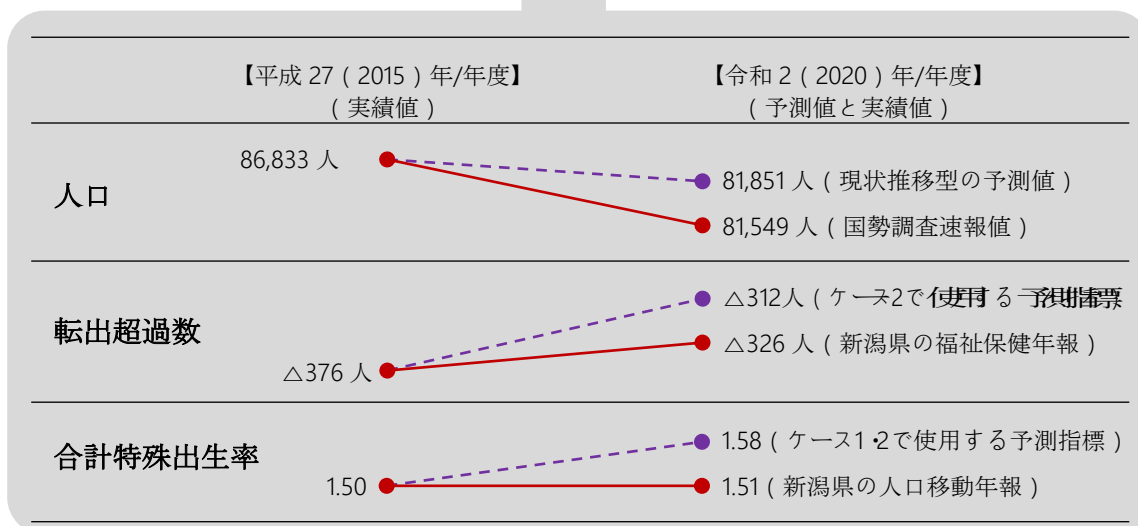
人口減少の加速化、産業の縮小、自然災害の頻発・激甚化、行財政の逼迫など、本市を取り巻く様々な環境が厳しくなる中であっても、持続可能な発展を目指したまちづくりに取り組み、後期基本計画の最終的な目標を設定します。

目標設定に当たっては、第1編の人口予測（現状推移型、ケース1、ケース2）を基準とします。これは、人口減少抑制への過度な期待はしないという前提で、平成27（2015）年を基準年として、令和7（2025）年値を76,500人～77,500人と予測しています。

しかしながら、その際の令和2年の予測値及びその際に使用した予測指標（合計特殊出生率、転出超過数）は、既の実績値と大きな乖離が生じています。よって、後期基本計画最終目標（案）は、「76,000人以上」とします。

なお、後期基本計画において、すべての市民が生き生きと自分らしく生活できるまちづくりに取り組むため、分野別にそれぞれの目標指標を設定して施策を展開するとともに、この最終目標の実現に向けて、特に力を入れる点を「重点戦略」として掲げ、予算の重点配分を行うなど、より一層の取組強化を図っていきます。

令和7（2025）年値は76,500人～77,500人と予測



【後期基本計画最終目標】（案）

令和7(2025)年度末の人口 **76,000人以上**

※分野別施策の基本方針でそれぞれの目標指標を設定するため、重点戦略の目標指標は設定しない。

※後期基本計画の最終的な目標（最重要な評価指標）として、分かりやすく、明確な目標を掲げる。

第2節 重点戦略の設定

重点戦略の設定に当たっては、基本構想の最重要課題である「人口減少・少子高齢化の同時進行」に対応し、かつ、基本構想の3つの戦略的な視点を踏まえ、前期基本計画における4つ重点戦略の達成度を評価し、課題を整理した上で、市民アンケートにおける重視すべき施策、時代背景の大きな変化を踏まえます。

後期基本計画では、「**子どもを取り巻く**環境の充実」と「**大変革期を乗り越える**産業イノベーションの推進」を重点戦略とします。

人口減少・少子高齢化の同時進行への対応

1 基本構想における3つの戦略的な視点

- 子どもたちがまちへの誇りと愛着を持つ
- 若い世代や女性から選ばれる
- 高齢者がいきいきと暮らす

2 前期基本計画の重点戦略の達成度の評価からの課題

- 健康・元気・いきいき戦略：望ましい生活習慣の定着と子育て支援
- 産業イノベーション戦略：人材逡減と自動車産業の大変革
- 地域の宝・育成戦略：若者や女性の転出改善
- 魅力あるまち形成戦略：着地型の誘客と若者の地元回帰

3 市民アンケートによる重視すべき施策

- 雇用対策、子育て支援、移住政策
- 公共交通機関の利便性
- 中心市街地活性化と観光産業の振興
- 医療と福祉の充実
- 病気予防（健康づくり）

4 時代背景の変化（アンダーライン部分が大きな変化に該当）

- 【社会】人口減少・少子高齢化の加速による様々な問題発生
COVID-19によるパンデミック発生
- 【経済】経済のグローバル化と不安定な経済情勢、デジタル化の進展
- 【環境】低炭素社会から脱炭素社会への移行、異常気象の頻発化

重点戦略1 **子どもを取り巻く**環境の充実

重点戦略2 **大変革期を乗り越える**産業イノベーションの推進

第3節 重点戦略

重点戦略 1 子どもを取り巻く環境の充実

(1) 戦略の狙い

柏崎で育つすべての子どもたちを地域の宝として、妊娠・出産から高校卒業まで、子育てや子どもの育成について、多様な角度から支援し、見守り、子どもを真ん中に置いたまちづくりを進め、将来の柏崎を担う、ふるさと柏崎を愛する子どもたちを育みます。

(2) 直結する施策

柏崎での子育てを望む独身男女の出会いや、結婚支援に取り組みます。また、安心して出産できる環境整備を進めるとともに、経済的支援を行い、親子の心と体の健やかな成長を見守り育みます。

保育園、幼稚園と学校、地域や企業などが連携し、地域ぐるみで子どもを育て、スポーツも含めた学習機会の提供、優れた文化とのふれあい、支え合いの地域づくりなどを推進し、ふるさと柏崎をこよなく愛する心を育み、将来の柏崎を担う人材を育成します。

各分野にわたる施策を、関係所管が連携して効果的に進めます。

主要施策または主要施策の基本方向	該当する分野・項目
【子育て】 ワーク・ライフ・バランスの推進 結婚や出産を望む人の希望をかなえる 安心して子育てができる環境を充実させる 人権を尊重した社会づくりを進める	産業・雇用-第1節-1(3) 健康・福祉-第2節-1 健康・福祉-第2節-2 自治経営-第1節-2
【子どもの育成】 防災意識・知識の充実向上 心と体の健康づくりを進める 支え合いの地域づくりを進める 地域の人・もの・資源を生かして若者を育てる 市民の主体的な文化活動を支援する	防災・生活・環境-第1節-3(1) 健康・福祉-第1節-1 健康・福祉-第3節-1 教育・スポーツ-第1節-2 魅力・文化-第3節-2

重点戦略２ 大変革期を乗り越える産業イノベーションの推進

(１) 戦略のねらい

急激に進展するデジタル化や脱炭素化など時代の潮流変化を的確に捉えながら、環境・エネルギー産業を始めとする新たな産業の育成や誘致を進めます。あわせて、成長分野への進出や事業構造改革・デジタル変革の取組を推進することにより、強靱で持続可能な産業構造を構築し、地域経済の活性化と新たな雇用や働き方の創出を図り、生活基盤の安定化を目指します。

(２) 直結する施策

デジタル技術の導入やデジタル人材の育成による産業のDX化を促進します。

基幹産業であるものづくり産業の稼ぐ力の拡大や労働生産性の向上、事業再構築に向けた取組を強力に支援します。

地域エネルギー会社主導により低炭素エネルギーの供給を拡大するとともに、エネルギーに関連した新たな事業の可能性を探ります。

地元企業の魅力を発信し、若者や女性の就労支援に取り組むほか、起業・創業支援の充実を図ります。

主要施策または主要施策の基本方向	該当する分野・項目
【環境・エネルギー産業】 次世代エネルギーの活用による温暖化対策の推進 環境・エネルギー産業の創出	防災・生活・環境-第4節-1(1) 産業・雇用-第2節-3(3)
【事業構造改革・デジタル変革】 技術の継承と人材の育成 果敢に挑戦する企業等への支援の強化 情報関連産業の振興 DXの推進	産業・雇用-第2節-3(1) 産業・雇用-第2節-3(2) 産業・雇用-第2節-3(4) 自治経営-第3節-1(2)
【新たな雇用・新たな働き方】 雇用環境や就労機会を充実させる 起業・創業を支援する 企業誘致を進める	産業・雇用-第1節-1 産業・雇用-第1節-2 産業・雇用-第1節-3

第3編 分野別施策の基本方針

第1章 防災・生活・環境～『頼もしさ』をつなぐまちをめざして～

第1節 市民の生活を守る『頼もしさ』をつくる

【施策の方針】

原子力発電所に対する更なる安全確保の取組と、情報公開による透明性の確保を国及び事業者に対して強く求めます。「柏崎市地域防災計画」及び「柏崎市原子力災害広域避難計画」の一層の充実に努めるとともに、広域避難にあたっての避難・輸送路の整備促進を働きかけていきます。

近年は集中豪雨などが発生することから、総合的な流域治水対策を進めるとともに、早期の避難勧告の発令、災害リスクの高い地域にある要配慮者利用施設からの避難実効性を高めていきます。災害に備えて幹線道路の整備及び建築物の耐震化の促進により、自然災害に強いまちづくりを推進します。

防災士を計画的に養成し、自主防災組織や小・中学校などとの連携を推進するとともに、防災と地域づくりを連携させ、世代を超えた防災力向上に取り組みます。また、「防災情報通信システム」により、迅速かつ的確な情報伝達を行います。感染症対策を含め、様々な状況に応じた危機管理体制の構築に取り組みます。

「くらしの防火セミナー」の開催による防火思想の普及を図ります。複雑多様化する災害に備え、消防車両・資機材などの更新や高度化を進めるとともに、各種有資格者の養成、若手人材の育成などにより、消防・救急・救助体制を充実します。原子力規制事務所と連携し、防火に関して原子力事業者の監視指導を行います。

【施策の体系】

1 原子力発電所の安全性向上を追求する

- (1) 安全性と透明性の確保
- (2) 原子力防災対策の充実

2 自然災害に備えた対策を進める

- (1) 土砂災害対策・水害対策の推進
- (2) 災害に備えた防災インフラの整備

3 防災や危機管理機能を高める

- (1) 防災意識・知識の充実向上
- (2) 防災・危機管理体制の強化
- (3) 消防力の充実・強化

第2節 快適な生活環境を支える『頼もしさ』をつくる

【施策の方針】

持続可能な公共交通ネットワークを確保するため、「**柏崎市**地域公共交通計画」に基づき、市民ニーズに対応した運行の改善、バス路線の縮小に伴う代替交通や多様な輸送手段の確保に向けた取組を進めます。また、新幹線と信越本線との接続**改善**や優等列車等の確保、悪天候時の運行などを関係機関に要請**するとともに**、新潟県沿線自治体との連携により利便性の向上に取り組めます。

生活に身近な安全を確保するため、**冬期間における除雪の支援体制の強化**及び除排雪が困難な地域の屋根雪処理が不要な家づくりへの支援などを行います。また、交通安全教育などによる交通安全対策**及び**地域や防犯関係団体との連携による防犯対策の推進、安全な消費生活の確保に取り組めます。

良好な生活環境を維持するため、水道施設や生活排水処理施設などの計画的で効率的な更新等によりライフライン機能を保全するとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

「柏崎市空家等対策計画」に基づき、空き家の適正管理、空き家除去促進のための支援を検討します。また、リフォーム支援などにより空き家の利活用を推進します。

快適な生活環境の維持のため、都市公園の長寿命化、老朽化した公営住宅の**維持管理・改修**、住宅リフォームへの支援を進めます。

「柏崎市地籍調査事業全体計画」に基づき、計画的な地籍調査に取り組めます。

新ごみ処理場の**稼働**に向けた準備に取り組み、閉鎖となる資源物リサイクルセンターは代替施設により利便性を確保します。

公衆無線 LAN の必要性、4G の観光スポット等への整備の必要性を検討**するとともに**、5G の導入を目指した関係団体との連携を図ります。

【施策の体系】

1 持続可能な公共交通ネットワークを構築する

- (1) 地域における生活交通の確保(変更)
- (2) 鉄道の利便性の維持・向上(変更)

2 生活に身近な安全を確保する

- (1) 冬期間における快適な生活の確保(変更)
- (2) 交通安全対策の推進
- (3) 犯罪を未然に防ぐ地域づくりの推進
- (4) 安全な消費生活の確保

3 良好な生活を支える環境を守る

- (1) ライフライン機能の保全
- (2) 空き家の適正管理と利活用の推進
- (3) 快適な生活環境の維持
- (4) 環境衛生機能の保全
- (5) 情報通信環境の向上

第3節 社会基盤の整備による『頼もしさ』をつくる

【施策の方針】

国道8号柏崎バイパスを始め、国県道の整備促進を国や県に強く働きかけます。都市計画道路事業は優先度の高い路線から整備を進めます。幹線道路の整備を進めるとともに、市民生活に身近な生活道路を計画的に整備します。生活に身近な市道は、早期に効果が出るよう計画的に進め、通学路の安全性確保のため歩道を整備します。また、「柏崎市公共施設等総合管理計画」を踏まえ、道路や橋りょうの計画的な管理を進めるとともに、冬季の除雪体制を維持します。

国道8号バイパスの開通により利便性が高くなる柏崎港は、利用事業者へのポートセールスを推進するとともに、災害時における防災拠点でもあるため、航路浚せつや施設の維持強化を国や県に働きかけます。

【施策の体系】

1 社会基盤を機能的に整備する

- (1) 幹線道路ネットワークの整備
- (2) 生活道路の整備
- (3) 港湾機能の保全(変更)

2 安全な道路網を確保する

- (1) 道路や橋りょうなどの計画的な保全
- (2) 冬期間における道路交通網の確保(新規)

第4節 豊かな環境を守る『頼もしさ』をつくる

【施策の方針】

再生可能エネルギーなどの次世代エネルギーの活用による地球温暖化対策を進めます。省エネルギー設備の導入、地域エネルギー会社の設立により、再生可能エネルギーを地域で利活用する仕組みを構築します。また、環境・経済両面で持続可能な社会づくりに向けた市民の意識醸成を図ります。

ごみの適正処理の推進に関して、市民及び事業者に対するごみの減量化・資源化の周知、意識啓発などを進めるとともに、収集・運搬、処理の効率化を検討します。また、新たな資源物リサイクルセンターの設置を検討します。発生抑制・再使用・再生利用に対する市民意識を高めるとともに、ごみの減量化や資源化に貢献する市民、事業者などを支援します。

豊かな自然環境、生物多様性の保全に対する市民の意識啓発を進めるとともに、市民や事業者の参加による環境美化活動、不法投棄の防止や感覚公害への体制整備、地盤沈下の抑制に取り組めます。

【施策の体系】

1 地球温暖化対策を進める

- (1) 次世代エネルギーの活用による温暖化対策の推進
- (2) 温暖化対策に対する意識啓発

2 資源循環型社会を実現する(変更)

- (1) ごみの適正処理の推進
- (2) ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進

3 美しい自然を守る

- (1) 生物多様性の保全に対する意識啓発
- (2) 環境美化の推進(変更)
- (3) 公害防止対策の推進

第2章 産業・雇用～『豊かさ』をつなぐまちをめざして～

第1節 『豊かな』暮らしを支える多様な働く場をつくる

【施策の方針】

若者と女性の雇用推進に向けた就労支援、障がい者雇用への支援などにより、多様な人材が活躍できる環境を整備します。新卒予定者向けの企業説明会開催、企業の魅力発信への取組支援などにより、人手不足分野への求人を充実させるなど、地域労働力の確保を図ります。

農業は、新規就農者の初期段階における資金支援や技術支援を行います。水産業においても新規漁業就業者に対する資金支援や、興味関心を高める環境づくりを進めます。林業においては、林業の魅力等を情報発信していきます。

仕事と生活・家庭の調和を図り、女性活躍を推進するため、ワーク・ライフ・バランスへの取組をより一層進めていきます。

創業支援等事業計画に基づき、創業しやすい環境づくりを進めます。また、第二創業や企業内起業などを含め、事業継承を行う方への支援を行います。

柏崎フロンティアパークに代わる新たな産業団地について、市遊休地の活用などを検討します。

【施策の体系】

1 雇用環境や就労機会を充実させる

- (1) 若者・女性・多様な人材の就労支援(変更)
- (2) 各産業における人材確保の支援(変更)
- (3) ワーク・ライフ・バランスの推進

2 起業・創業を支援する

- (1) 起業・創業支援の充実
- (2) 事業承継支援の推進

3 企業誘致を進める

- (1) 企業立地の促進

第2節 『豊かな』産業を活かし稼ぐ力をはぐくむ

【施策の方針】

商業では、関連組織等との連携により商店街の維持活性化に取り組みます。また、意欲ある商業者へ支援し、地場産品や特産品のブランド化を強化します。

農林水産業の経営支援と販路拡大に努めます。農業では、付加価値が高い柏崎産ブランド米の魅力向上、スマート農業導入による省力化、農産資源を活用した6次産業化などを推進します。水産業では、神経締め等の手法の定着、インターネットによる直接流通などの取組を進めます。また、林業の機械化、地域産材の活用推進のための「市有林利活用計画」の策定を検討します。

地産地消を推進するため、学校給食における柏崎産農畜水産物を使ったメニューの検討や、イベントなどによる消費拡大に向けた新たな取組を行い、農林水産物の認知度向上を図ります。

林業では、地域産材を一層活用していくとともに、加工販売やPRを行います。

基幹産業であるものづくり産業では、技術の継承を図る人材育成に引き続き取り組みます。また、事業構造転換や販路拡大、研究開発などに挑戦する企業を支援します。

低炭素エネルギーによる環境・経済両面で持続可能な社会づくりを目指し、地域エネルギー会社による再生可能エネルギーの利活用と供給拡大を進めます。

産業のDX化に関する取組、IT人材の育成や商品開発を支援し、情報産業の振興を図ります。

観光産業では、既存資源を整理し、資源と資源を掛け合わせた新たな価値を生み出しながら、質を重視した観光商品開発を市民や観光事業者との連携により取り組み、地域資源や特性をいかした魅力ある観光地域づくりと観光事業者や団体の自立を進めます。また、WEBを中心に訴求力のある情報発信により、効果的なプロモーションを進め、観光事業の高度化を目指します。

【施策の体系】

1 商業の魅力高める

- | | |
|----------------|-----------------|
| (1) 商店街の維持・活性化 | (2) 意欲ある商業者への支援 |
|----------------|-----------------|

2 農林水産業の持続性を高める

- | | |
|---------------------|-------------------|
| (1) 農林水産業の経営・販売力の強化 | (2) 地産地消と流通拡大の推進 |
| (3) 農林水産業基盤の強化 | (4) 農山漁村の多面的機能の保全 |
| (5) 有害鳥獣対策の強化(新規) | |

3 産業の創造性と技術力を高める

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| (1) 技術の継承と人材の育成 | (2) 果敢に挑戦する企業等への支援の強化 |
| (3) 環境・エネルギー産業の創出(変更) | (4) 情報関連産業の振興 |

4 地域資源の活用により観光産業を強化する

- | | |
|------------------------|---------------------|
| (1) 資源のブランド化と価値の創出(変更) | (2) 観光情報の訴求力の向上(変更) |
| (3) 観光産業の高度化(変更) | |

第3章 健康・福祉～『健やかさ』をつなぐまちをめざして～

第1節 『健やかな』心と体をはぐくむ

【施策の方針】

市民一人ひとりの健康寿命の延伸を図るため、関係機関との連携強化や人材育成など、健康づくりや健(検)診が受けやすい環境整備や仕組みづくりを進めるとともに、年代に対応した健康教育を進めます。特に、小中学生や職域の健(検)診を促進し、健康意識の向上を図ります。

また、心の健康を保持するための早期相談やひきこもりに対する切れ目のない支援体制を構築します。8050問題や若年層の不登校・ひきこもりの相談件数の増加に注視した対応を進めます。

医師や看護職が不足していることから、その解消を図ります。一方で、医療機関の現状や役割を正しく理解してもらうよう周知するとともに、限られた医療資源を有効に活用するため、市民への情報提供を強化します。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、在宅医療と在宅介護の連携に取り組みます。

【施策の体系】

1 心と体の健康づくりを進める

- (1) 健康づくりのための仕組みや体制の充実
- (2) 疾病予防対策の推進
- (3) 年代に対応した健康教育の推進
- (4) 心の健康づくりの充実

2 安心できる医療体制を堅持する(変更)

- (1) 地域医療に関する情報提供とサービスの充実
- (2) 地域医療体制の確保

第2節 子どもを産み育てやすい『健やかな』環境をつくる

【施策の方針】

価値観の多様化の中、未婚化や晩婚化が進行している現状を踏まえ、独身男女の出会いや結婚支援に取り組むとともに、妊産婦の疾病の早期発見・早期治療など、安心して出産できる環境整備を進めます。

親子の心と体の健やかな成長を見守り育むため、ワーク・ライフ・バランスの推進やコミュニティセンターとの連携など、社会全体で支える取組を進めます。また、子育て不安を解消するため、相談支援体制や早期療育の充実に取り組みます。

児童虐待が進行している現状を踏まえ、要保護児童の支援に取り組みます。

【施策の体系】

1 結婚や出産を望む人の希望をかなえる（変更）

- (1) 出会いや結婚への活動支援の充実
- (2) 安心して出産できる環境への支援(変更)

2 安心して子育てができる環境を充実させる

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 社会全体で支える子育て環境の充実
- (3) 親子の心と体の成長への支援
- (4) 要保護児童の支援(変更)

第3節 誰もが安心できる『健やかな』暮らしをつくる

【施策の方針】

高齢化の進行や、地域コミュニティのつながりの希薄化の中、ダブルケアや 8050 問題といった新たな問題が発生している現状を踏まえ、地域福祉活動の中心的組織である柏崎市社会福祉協議会と連携し、地域共生社会の実現に取り組みます。また、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯やその子どもに対する支援に取り組みます。

地域特性に配慮した地域包括ケアシステムを構築するために、地域ケア個別会議、地域ケア圏域会議、地域ケア推進会議を通じて諸課題に取り組みます。また、年齢の高い在宅高齢者の医療依存度が高くなる傾向があり、今後その数が増えることが想定されることから、在宅医療・介護連携の機能強化を図ります。

総じて高齢化の進展に対応するために、介護予防活動を更に進めるとともに、認知症予防やフレイル対策に取り組みます。

しかしながら、その中心的な担い手である介護人材の不足が懸念されます。そのため、介護業務の効率化を図るとともに、介護の魅力ある現場を広く伝え、人材確保に努めます。

また、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインを進めるとともに、障がいに対する理解の促進に努めます。また、相談内容の多様化・複雑化に対応するため、分野横断的な情報共有や包括的な体制の構築に取り組みます。さらに、社会参加の促進と就労支援の充実に取り組みます。

【施策の体系】

1 支え合いの地域づくりを進める

- (1) 地域共生社会の実現(変更)
- (2) 生活困窮世帯等への自立の促進

2 高齢者が安心して暮らせる環境を充実させる

- (1) 在宅生活を支える体制づくりの推進
- (2) 介護予防・認知症施策の充実
- (3) 介護人材の確保・育成

3 障がいがあっても、自分らしく暮らせる環境を充実させる

- (1) 障がいに対する理解促進と差別の解消・権利擁護の推進(変更)
- (2) 地域生活の支援と福祉人材の確保・定着(変更)
- (3) 社会参加の促進と就労支援の充実(変更)

第4章 教育・スポーツ～『たくましさ』をつなぐまちをめざして～

第1節 子どもや若者の『たくましさ』をはぐくむ

【施策の方針】

未来の担い手となる子どもたちの「生きる力」を育むため、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育む、知徳体のバランスの取れた教育を推進します。

学ぶ意欲を高め、社会で働くための学力を向上し、しっかりと身に付けさせるため、アクティブラーニングを重視するとともに、デジタル教材を効果的に使用し、基礎学力を向上させる教育を推進します。また、豊かな人間性を育むため、道徳教育を充実させるほか、地域活動への参加誘導、優れた芸術文化に触れる機会の創設などに取り組み、他者を思いやり更なる高みを目指す教育を推進します。

健やかな体を育むため、自らの体力の向上を実感することができるよう誘導します。また、各校で重点を定めた1学校1取組を進め、食とスポーツを連携させて、体力を高め健やかな体を育む教育を推進します。

学校と地域、あるいは学校と企業が連携し、より良い生活習慣づくりに取り組むとともに、ふるさと柏崎をこよなく愛する子どもたちを育て、将来の柏崎を担う人材を育成します。

あわせて、良好な教育環境とするため、設備や教材の充実、担任や担当者のニーズに合った研修の推進、心の相談体制の充実、学校施設の計画的な改築・改修、ICT 支援員の配置などを進めます。

【施策の体系】

1 知徳体のバランスの取れた教育を進める

- (1) 基礎学力をしっかりと身に付ける教育の推進(変更)
- (2) 他者を思いやり、豊かな人間性をはぐくむ教育の推進(変更)
- (3) 体力を高め健やかな体をはぐくむ教育の推進(変更)

2 地域の人・もの・資源を生かして若者を育てる

- (1) ふるさと柏崎をこよなく愛し発展させる教育の推進(変更)
- (2) 教育における学校・家庭・地域の連携(変更)
- (3) 子どもの健全育成支援の推進

3 教育環境を充実させる

- (1) 良好な教育環境の整備
- (2) 教育現場の ICT 環境の充実(変更)

第2節 学びを通じて地域の『たくましさ』をはぐくむ

【施策の方針】

誰もが生涯を通じて、共に学び、学んだことを生かして活躍できる環境をつくるため、いつでも、どこでも学べる機会を創出するとともに、様々な機関・施設・団体と連携しながら、多様な生涯学習ニーズに対応する学習内容を提供します。

図書館、博物館は、生涯学習に活用される社会教育環境の充実に取り組むとともに、ICTの進展に対応できるよう施設・設備の改修を計画的に行います。

学びの成果を地域社会における様々な地域活動、教育活動に生かせるよう、多様な主体と連携した生涯学習を推進します。

【施策の体系】

1 学びの機会を充実させる

- (1) 多様な学習・交流機会の提供
- (2) 社会教育環境の充実

2 家庭・地域の教育力を高め、共助社会を形成する

- (1) 地域づくりへの学習成果の活用
- (2) 様々な主体との連携による生涯学習の充実

第3節 スポーツを通じた『たくましさ』をはぐくむ

【施策の方針】

市民がそれぞれのライフステージに応じたスポーツに接し、地域づくり・健康づくり・生きがいづくりにつながるよう、福祉、介護、地域、**保育**、教育などの分野を超えた連携を図ります。

東京オリンピック 2020を契機に国際交流を深め、「水球のまち柏崎」のネームバリューを高めていくことで、地域の活性化とシティセールスの推進につなげます。

各種競技団体との連携を強化し、優れた競技者の養成と指導者の確保により、全国や世界で通用する競技者を育てます。一方で、学校の部活動の再編に的確に対応し、競技の普及、競技力の向上・強化に向けて取り組みます。

未就学児童と小学生及び保護者を対象に、スポーツへの関心の向上と競技者育成のきっかけづくりを推進します。

体育施設は、少子高齢化による競技者人口の遷移を踏まえ、時代の要請に対応した施設の統合・複合化を**検討**します。

【施策の体系】

1 スポーツによる地域づくりや生きがいづくりを進める

- (1) ライフステージに応じたスポーツの推進
- (2) スポーツによる交流人口の拡大

2 全国や世界に通用する競技者を育てる

- (1) 競技団体との連携の強化と指導者の養成
- (2) 競技力の向上に向けた取組の推進
- (3) 施設の整備と改修

第5章 魅力・文化～『柏崎らしさ』をつなぐまちをめざして～

第1節 『柏崎らしい』個性をはぐくむ

【施策の方針】

持続可能で暮らしやすいまちの実現を目指す立地適正化計画に基づき、都市のコンパクト化を推進します。市役所旧庁舎跡地は、人が集まり新たな活動や交流を生む中心拠点として整備します。

本市の応援者である柏崎ファンクラブ会員の主体的及び自主的な活動と連携して、本市の認知度の向上を図ります。また、ふるさと納税の返礼品の魅力を高め、地場産品を全国に広めながら関係人口の増加に取り組みます。

柏崎市認証米「米山プリンセス」では、魅力向上と販路拡大を推進し、柏崎産水産物においては、付加価値向上に取り組むことで、更なるブランド化と他地域との差別化を図ります。

交流・定住を促すため、柏崎U・Iターン情報ステーションを総合窓口とした取組、柏崎の暮らしや各種助成制度などの情報発信や、移住志向者の情報収集を進めるとともに、産業を始めとする地域全体の活性化や人口の定着を図ります。あわせて、地域おこし協力隊の活動に関する情報発信や、その地域定着への支援をしていきます。

柏崎地域国際化協会などとの連携によって、外国人住民のコミュニティ形成を図るなど、多文化共生のまちづくりを進めます。友好交流都市との青少年交流や水球を通じた国際交流を市民に広げ、柏崎在住の外国人住民とのスポーツ交流などにより、市民の国際感覚の向上を図ります。

【施策の体系】

1 柏崎の魅力を高め、良さを伝える

- (1) 中心市街地の活性化
- (2) 地域の活性化を創出するシティセールスの強化
- (3) 地域資源と特性を活用した柏崎ブランドの確立
- (4) 交流・定住を促す戦略的なプロモーションの推進

2 多文化共生を進める（変更）

- (1) 人材育成の推進と体制づくり(変更)
- (2) 国際交流の推進

第2節 大学を活かし『柏崎らしさ』をはぐくむ

【施策の方針】

新潟産業大学及び新潟工科大学は、本市における貴重な財産です。市内外から若者が集まり、学び、交流することにより、地域発展の拠点となっています。今後も地域と大学との連携を強化するとともに、知的な資源としてそのポテンシャルを積極的に活用し、柏崎の将来を支える人材として地元定着へつながる取組を進めます。

少子化の進行により、大学を取り巻く環境は厳しさを増していますが、本市の産業や自然環境、住みやすさなどの強みや良さを活かしながら、大学が安定した発展を目指すことができるよう、大学の個性や魅力の向上に向けた取組を支援します。

【施策の体系】

1 地（知）の拠点を活かした取組を進める

- (1) 大学との連携と協働の強化
- (2) 大学の魅力の向上

第3節 歴史や文化の息づく『柏崎らしさ』をつくる

【施策の方針】

GIGAスクール等を踏まえて、WEBミュージアムの充実、活用を進めます。指定文化財等基本調査を実施し、その成果をWEBミュージアムにより発信します。

柏崎市の産業文化を学べる機会を提供し、保存と活用を進めます。

柏崎市景観計画に基づき、景観の向上に努めます。

良質な芸術作品の鑑賞機会や活動の場を引き続き市民に提供するとともに、新たなイベント等の開催を企画するなどして、市民の文化活動に対する興味や関心を深め、主体的に文化活動を行う人材の育成につながるよう支援します。

教育機関や芸術団体との連携により、広域的に文化交流を推進します。また、市民の文化交流や文化活動を支援し、周辺エリアの賑わい創出につなげるよう取り組みます。

【施策の体系】

1 歴史・文化を保全・活用し、継承する

- (1) 伝統芸能の継承
- (2) 歴史・文化資産の保存と活用
- (3) 産業文化や生活文化の保存と活用
- (4) 景観まちづくりの推進

2 市民の主体的な文化活動を支援する

- (1) 市民の文化活動への支援
- (2) 多様な文化交流の推進

第6章 自治経営～多様な主体と共創し共育するまちをめざして～

第1節 平和と人権を尊重する心をはぐくむ

【施策の方針】

先の大戦の記憶が希薄になる中、特に若い世代に対して戦争の悲惨さと平和の尊さの認識を深める機会を継続して提供し、平和を希求する市民意識の醸成を図ります。

家庭・学校・地域・関係団体・企業などのあらゆる場を通じて、市民が人権尊重の理念についての理解を深め体得できるよう取組を進めます。また、ヘイトスピーチ抑制のため、人権の正しい理解の促進に努めます。

男女平等の考え方の普及、ジェンダーフリーやワーク・ライフ・バランス、LGBTQ の理解、DV 防止などを進め、男女共同参画を推進します。また、DV 及び面前 DV (心理的児童虐待)が増加していることから、関係者が連携して安全確保と自立に向けた支援を行います。

【施策の体系】

1 平和に関する意識啓発を進める

- (1) 平和に対する意識の醸成

2 人権を尊重した社会づくりを進める

- (1) 人権を尊重する教育と人権啓発の推進
- (2) 男女共同参画の推進

第2節 持続可能な市民力と地域力をはぐくむ

【施策の方針】

まちづくり市民アンケートでは、「行政(まちづくり)への市民参加が実現していると感じますか」との問いに対する否定的な意見が多くなっています。このため、特に若い世代の参加を得るために、若者に使い勝手のよい情報媒体による情報発信に努めるとともに、より多くの市民が意見を述べられるよう環境を整えます。

まちづくりの主体は市民であることを踏まえ、市民と市が協働したまちづくりを推進します。

地域コミュニティについては、引き続き地域活動への支援を行うとともに施設の計画的な改修を進めます。なお、コミュニティ活動が困難な地域について、将来的な統合を地域と検討します。また、地域課題を解決する組織の活性化を図るとともに人材育成を推進します。

【施策の体系】

1 市民力が発揮できる環境を充実させる

- (1) 市民参加機会の拡充

2 地域力が発揮できる環境を充実させる

- (1) 地縁型組織の持続性を高める取組の充実
- (2) 若い世代の参加による地域の活性化
- (3) 協働のまちづくりの推進
- (4) 地域課題に取り組む人材の育成(変更)

第3節 持続可能な行政力をはぐくむ

【施策の方針】

市民の情報取得手段が多様化していることを踏まえつつ、市民サービスの向上と効率的・効果的な市政を実現するため、市民ニーズに基づく新たな情報発信手段の導入を検討し、適切に情報が行き渡るよう努めます。また、国が率先してデジタル化が進められていることを踏まえ、柏崎市 DX 推進計画に基づき DX 化を展開します。さらに、行政ニーズに迅速かつ効果的に取り組むため、組織の見直し、適正な職員配置、一部業務の民間委託などを進めます。

今後ますます厳しい財政運営が見込まれます。このため、安定した歳入確保や新たな財源確保と徹底した歳出削減とともに、事務事業の見直しや公共施設の統廃合による行政運営の効率化、老朽化した施設に対応するための基金積立ての検討など、財政の健全化を図ります。

「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」に基づき、行政サービスを利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保します。また、未利用資産の利活用について検討を進めます。

「柏崎市公共施設等総合管理計画」に基づき、適正な施設配置や長寿命化による予防保全を行うとともに、施設の縮減に向けた再編に取り組みます。また、効果的な施設運営や施設の再編に向け、民間の経営ノウハウや技術力を活用した官民協働を更に進めます。

【施策の体系】

1 自治機能を強化する

- (1) 情報発信力の強化(変更)
- (2) DXの推進(変更)
- (3) 多様なニーズに対応する職員の育成
- (4) 機能的な組織・機構の構築

2 健全な財政を堅持する

- (1) 財政の健全化
- (2) 適正な受益者負担
- (3) 未利用資産の活用

3 公共施設を総合的かつ計画的に管理・運営する

- (1) 公共施設の適正な配置と維持・運営
- (2) 適正な民間活力の導入と活用